

令和8年春の全国交通安全運動重点設定理由(案)

【全国重点】

○ 重点1

通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

【設定理由】

次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは極めて重要な課題であるところ、交通事故による幼児・児童の死者・重傷者は歩行中や自転車乗用中の割合が高い。また、歩行中の幼児・児童の死者・重傷者数は登下校の時間帯に多いほか、新学期が始まる4月から6月にかけて死者・重傷者数が増加する傾向にあるなど、依然として通学路や地域住民の日常生活に使用される生活道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。加えて、こどもに限らず、交通事故死者数全体を状態別で見ると、歩行中の割合が最も高く、その中でも高齢者の割合が約7割を占めているほか、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反や夜間の路上横臥が認められる。このため、こどもを始めとする歩行者の安全確保が急務であり、全ての歩行者に対し、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図り、正しい道路横断等を実践するよう促していく必要がある。

○ 重点2

「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

【設定理由】

近年、スマートフォン等の画像を注視するなどして自動車を運転する「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にある。また、死亡事故の3割以上が車両対歩行者の交通事故であり、いまだ横断歩道における自動車の一時停止が徹底されていないほか、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれ低下する傾向にある。このため、自動車等の運転者に対して、「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上を図るとともに、シートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促していく必要がある。

○ 重点3

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

【設定理由】

全事故に占める自転車関係する事故の割合は増加傾向にあり、自転車乗用中の交通事故死者数は65歳以上が約7割を占めており、負傷者数は15歳以上19歳未満の若年層の割合が顕著に高い。中学生、高校生の事故は、いずれも1年生が他学年より多く、下校中より登校中の事故が多いほか、通学に慣れてきた5月から6月に事故が多くなる傾向にある。また、自転車乗用中の死者の約半数は頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、自転車乗用中の死亡・重傷事故において、自転車運転者の約4分の3に法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設されたほか、令和8年4月1日からは、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。このため、広く国民に対して、交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

特定小型原動機付自転車に関しては、自転車や一般原動機付自転車と比較して、全事故に占める飲酒運転による交通事故の割合が著しく高いという特徴があるほか、信号の遵守、車道通行の原則など、基本的な交通ルールが守られておらず、交通ルールの遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

【地域重点】

○ 重点4

二輪車の交通事故防止

【設定理由】

令和7年中の都内における二輪車（原付車含む）乗車中の死者数は、全死者数の約26%を占め、全国の二輪車を当事者とする死者の構成率を上回る状況となっていることから、東京都の地域重点として定め、二輪車の交通事故防止を推進する必要がある。